

資 料 編

1 鶴ヶ島市都市農業振興計画の策定経過

(1) 基礎調査

◆アンケート調査（平成30年7月31日 農業経営状況調査に同封）

対 象：798農家（回答 469通）

◆農業団体等との意見交換会（7/24～8/9 7農業団体 38名参加）

日 時	団 体 名	参加者	場 所
平成30年 7月24日	新規就農者	5名	鶴ヶ島市役所
8月 6日	高倉地区共同作付組合	5名	高倉会館
	つるがしまゆうきの会	5名	農業交流センター
8月 8日	鶴ヶ島市ひまわり会	8名	農業交流センター
	鶴ヶ島市農業会議所	6名	農業交流センター
8月 9日	鶴ヶ島市茶業協会	4名	鶴ヶ島市役所
	太田ヶ谷地区農業者	5名	鶴ヶ島市役所
	計	38名	

◆認定農業者等との個別面談

実施期間 10月19日～10月26日（全5回）

面談者 11名

◆農業者との意見交換会（11/17～12/2 66名参加）

日 時	地 区 名	参加者	場 所
平成30年 11月17日	脚折	14名	
11月18日	三ツ木、太田ヶ谷、柳戸町 三ツ木新田、三ツ木新町	8名	
	上広谷、五味ヶ谷、富士見 鶴ヶ丘、松ヶ丘、南町	14名	
11月22日	藤金	17名	
12月 2日	高倉、下新田、羽折町、新 町、中新田、上新田、町屋	13名	
	計	66名	

(2) 鶴ヶ島市農政推進審議会

◆平成30年第3回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 平成30年9月27日(木)
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について(諮問)

◆平成30年第4回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 平成30年12月6日(木)
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策を協議する上での論点について

◆平成31年第1回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 平成31年2月19日(火)
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策について

◆令和元年第2回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 令和元年6月3日(月)
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策の答申案について

◆「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定について(答申)

- ・期 日 令和元年6月10日(月)

(3) パブリックコメント

○意見募集期間 令和元年9月1日(日)～30日(月)

○意見件数 0件

2 鶴ヶ島市農政推進審議会

(1) 鶴ヶ島市農政推進審議会委員名簿

No.	役 職	氏 名	備 考（団体名）
1	会長	長 峰 秀 和	茶業研究会会長
2	副会長	内 野 正 子	農業委員
3	委員	比留間 正 道	農業委員
4	〃	小 川 清 志	農地利用最適化推進委員
5	〃	福 島 義 博	農地利用最適化推進委員
6	〃	平 野 仁 子	鶴ヶ島市ひまわり会会長
7	〃	石 川 精 一	鶴ヶ島市都市計画審議会
8	〃	毛 須 英 子	その他有識者
9	〃	秋 吉 泰 男	JA いるま野鶴ヶ島支店長
10	〃	上 野 亜由子	埼玉県川越農林振興センター

(2)「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（諮問）

鶴 産 第 121 号

平成30年9月27日

鶴ヶ島市農政推進審議会

会 長 長峰 秀和 様

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（諮問）

このことについて、鶴ヶ島市農政推進審議会条例（昭和53年12月15日条例第21号）第2条第1号の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策について

諮問理由

市では、都市化の進展、農業後継者の不足、耕作放棄地の顕在化等、鶴ヶ島市の農業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後の農業の持続的発展のためには時代や現状に即した展開方向を見出す必要があり、平成27年には都市農業振興基本法が制定・施行。翌28年には、国の都市農業振興基本計画（基本計画）が策定されました。この基本法では「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない」（第10条）と規定しています。

については、市の農業を「都市農業」と位置づけ、市総合計画の策定に併せて個別計画である「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策について、諮問するものです。

(3)「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（答申）

鶴農審第 2 号

令和元年 6月10日

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久 様

鶴ヶ島市農政推進審議会

会長 長峰 秀和

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（答申）

平成30年9月27日付け鶴産第121号をもって諮問のあった件について、本審議会は、下記のとおり答申します。

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっては、本審議会において出された意見等を十分に反映させ、農業の将来を見据えた施策を期待します。

記

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策については、別紙のとおり答申します。

鶴ヶ島市都市農業振興計画の策定にあたって

■基本的方向性

1 鶴ヶ島の農業を支える担い手の確保・育成

生産性の向上や規模拡大等に取り組む意欲ある農業者、新たな担い手となる新規就農者、農業参入法人を積極的に支援します。また、併せて兼業農家や農家の後継者である退職後就農者などにも配慮した取組も推進します。

2 新鮮、安全で付加価値の高い農産物生産の促進

都市農業の特徴は、その多様性にあります。6次産業化や観光、福祉など他産業との連携、新たな商品やサービスの創出等により付加価値を高める農業を促進します。また、安全や健康志向等の消費者ニーズに対応した生産拡大を図る取組も促進します。

3 消費者と結びついた流通・販売の確保

新鮮で安全な農産物の供給、顔の見える農業を基本に、直売事業の充実や学校給食での利用促進等により地産地消の拡大を促進します。その他、多様な販売流通体制、農業者が農産物を販売しやすい仕組みづくりを進めます。

4 農地の保全・活用の促進

農地の保全・活用にあたっては、認定農業者や新規就農者、企業といった営農意欲の高い担い手への利用集積を進めます。また、併せて自給的農家や自営困難な農地所有者を対象とした取組や、住宅介在農地など、担い手への集積が困難な農地や維持できなくなった農地を対象とした取組も進めます。

5 鶴ヶ島の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりの促進

農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割だけでなく、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成、気候緩和など市民生活に直結する多面的な機能を有しています。鶴ヶ島の農業を市民に理解していただくための体験事業や、多面的機能を活かした健康、環境、教育等と連携した事業を展開します。

■取り組むべき方策

1 鶴ヶ島の農業を支える担い手の確保・育成

生産性の向上や規模拡大等に取り組む意欲ある農業者、新たな担い手となる新規就農者、農業参入法人を積極的に支援します。また、併せて兼業農家や農家の後継者である退職後就農者などにも配慮した取組も推進します。

【取り組むべき方策】

○意欲ある農業経営体の支援

- ・認定農業者の育成・支援（農業経営合理化の支援）
- ・女性農業者の経営参画、起業化支援
- ・農業団体の活動支援

○新たな担い手の確保・育成

- ・新規就農者への支援
- ・企業等の農業参入への支援
- ・農業法人化の促進

○多様な担い手の確保・育成

- ・農福連携の促進
- ・農家の後継者である退職後就農者への支援（定年帰農者支援）
- ・援農サポーター制度の構築と充実

2 新鮮、安全で付加価値の高い農産物生産の促進

都市農業の特徴は、その多様性にあります。6次産業化や観光、福祉など他産業との連携、新たな商品やサービスの創出等により付加価値を高める農業を促進します。また、安全や健康志向等の消費者ニーズに対応した生産拡大を図る取組も促進します。

【取り組むべき方策】

○環境に配慮した新鮮で安全な農産物生産の促進

- ・特別栽培農産物の生産・消費の促進
- ・GAP制度の普及・導入への支援
- ・有機栽培に取り組む農業者及び農業団体への支援

○農業の6次産業化及び農商工連携の促進

- ・農業者の6次産業化への支援
- ・農業者と商工業者連携による加工品開発への支援
- ・共同加工施設の整備の検討

○特産農産物づくりの推奨

- ・農産物のブランド化への支援
- ・大学や企業等との連携による鶴ヶ島産農産物を用いた商品の開発・販売の促進

○観光農業の促進

- ・摘み取りなど観光農園の支援
- ・地域資源を活かした人を呼び込む農業の展開

3 消費者と結びついた流通・販売の確保

新鮮で安全な農産物の供給、顔の見える農業を基本に、直売事業の充実や学校給食での利用促進等により地産地消の拡大を促進します。その他、多様な販売流通体制、農業者が農産物を販売しやすい仕組みづくりを進めます。

【取り組むべき方策】

○学校給食での鶴ヶ島産農産物の積極活用

- ・学校給食センターへの農産物出荷の促進

○農産物直売所の活性化

- ・既存農産物直売所の充実と新たな直売所の整備の検討
- ・個人直売所の支援

○多様な販路の確保

- ・保育所、幼稚園、企業等への農産物出荷の促進

4 農地の保全・活用の促進

農地の保全・活用にあたっては、認定農業者や新規就農者、企業といった営農意欲の高い担い手への利用集積を進めます。また、併せて自給的農家や自営困難な農地所有者を対象とした取組や、住宅介在農地など、担い手への集積が困難な農地や維持できなくなった農地を対象とした取組も進めます。

【取り組むべき方策】

○農地の利用集積

- ・農地中間管理機構等を活用した農地利用集積化の促進
- ・利用権設定事業の強化
- ・「人・農地プラン」の見直し

○農地の保全

- ・農地の利用意向調査の実施と活用
- ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施と指導

○農地の活用

- ・新規就農や企業等の受入の推進
- ・市民農園の開設・運営の支援
- ・健康の維持増進、コミュニティ活性化、企業等の農地活用の検討

○生産緑地制度の活用促進

- ・制度拡充の情報提供など制度普及に向けた取組の実施
- ・特定生産緑地を活用した永続的保全の促進

5 鶴ヶ島の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりの促進

農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割だけでなく、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成、気候緩和など市民生活に直結する多面的な機能を有しています。鶴ヶ島の農業を市民に理解していただくための体験事業や、多面的機能を活かした健康、環境、教育等と連携した事業を展開します。

【取り組むべき方策】

○農業のあるまちづくりの推進

- ・農業・農村の維持・活用に係る地域活動への支援
- ・農地や水辺等の地域資源を活用した交流事業等への支援

○農業とのふれあいの場づくり

- ・食と農業の体験イベントの開催
- ・教育ファームの充実
- ・食育事業の充実
- ・新たな市民農園の開設促進と市民農園の利用促進

○鶴ヶ島市農業のPRと交流の場づくり

- ・農産物販売イベントの開催
- ・学校給食や市内飲食店での鶴ヶ島産農産物の利用促進
- ・農業の情報発信

■都市農業振興施策の推進に向けて

鶴ヶ島市の農業を振興し、都市農業の多様な機能を発揮するためには市、関係機関、農業者、農業団体はもとより市民、企業、NPO法人など幅広い主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して取り組むことが大切です。

鶴ヶ島市農政推進審議会条例

昭和53年12月15日条例第21号

（目的）

第1条 この条例は、鶴ヶ島市における農業の振興と健全な発展を図るため、鶴ヶ島市農政推進審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置及び所掌事務）

第2条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し必要な調査及び審議をするため、鶴ヶ島市農政推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (2) 地域農政推進方策の樹立に関すること。
- (3) 農用地管理事業の推進に関すること。
- (4) 農林金融に関すること。
- (5) その他農政に関すること。

（組織）

第3条 この審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、農業に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となり議事を整理する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、市民生活部産業振興課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮り別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第5号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第31号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第13号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、第1条から第13条までの規定中の改正前の条例の規定により、現に非常勤の特別職の職に命じられている者は、その任期満了の日まで在任する。

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定に伴う 意向調査へのご協力をお願い

皆様には、日頃から市政運営にご理解とご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

さて、市では、都市農業振興基本法に基づき「鶴ヶ島市都市農業振興計画」を策定いたします。計画を策定するに当たり皆様の農業に関する現況と意向を把握するため、この度、「都市農業振興計画に関する意向調査」を実施することとなりました。

お寄せいただいた回答は統計的に取りまとめ、決して個人が特定されるようなことはございません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成30年8月

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

《ご記入に際してのお願い》

1. **農業者世帯ごとの調査です。主に農業経営や農作業等を行っている方が記入してください。**
2. 回答については、あてはまる番号を○で囲んでください。質問によっては数字を記入していただく欄もあります。
3. 回答が「その他」にあてはまる場合は、その番号を○で囲み、（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
4. ご記入後は、同封の封筒に入れて**平成30年8月29日（水）までに**投函してください。なお、農業経営状況調査票も同じ封筒に入れてください。
5. この調査用紙にお名前を記入する必要はございません。
6. 記入上の不明な点、調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

鶴ヶ島市役所 産業振興課 農政担当 TEL 049-271-1111（内線 234）

《調査票の回答をお願いします》

【問1】 お住まいの地区の番号に○をつけてください。

1. 脚折 2. 脚折町 3. 共栄町 4. 高倉 5. 下新田 6. 羽折町
7. 中新田 8. 新町 9. 上新田 10. 町屋 11. 三ツ木 12. 三ツ木新町
13. 柳戸町 14. 三ツ木新田 15. 太田ヶ谷 16. 藤金 17. 上広谷
18. 五味ヶ谷 19. 富士見 20. 鶴ヶ丘 21. 松ヶ丘 22. 南町
23. 市外（市区町村名： ）

【問2】 年齢について伺います。当てはまる番号に○をつけてください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代
6. 70代 7. 80代 8. その他 ()

【問3】 あなたに農業後継者はいらっしゃいますか。

1. いる（後継者の年代： 代） 2. いない
3. まだ分からない 4. その他（ ）

【問4】世帯の全収入における農業収入と他の収入について伺います。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 農業収入のみ 2. 農業収入が主
3. 農業外収入が主 4. 自給的農家・農業収入なし

【問5】問4で1～3とお答えになった方に伺います。平成29年（1～12月）の農産物の販売方法または販売・出荷先について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。また、おおよその売上金額をご記入ください。

1. 鶴ヶ島農産物直売センター (万円)
2. カインズ鶴ヶ島直売所 (万円)
3. スーパーマーケット等の小売業 (万円)
4. 卸売市場 (万円)
5. 食品製造業・外食産業 (万円)
6. 農協以外の集・出荷団体 (万円)
7. ご自身の有人直売所経営 (万円)
8. 無人直売所 (万円)
9. 消費者への直接販売 (万円)
10. その他 (万円)

1. すべて自作している 2. 一部貸している/または作業委託
3. 全部貸している/または作業委託 4. 何も栽培していない

[illegible]

1. はい 2. なりそうな農地がある 3. いいえ

1. 高齢化により耕作できない
2. 後継者がいないことにより耕作できない
3. 農地の条件が悪い
4. 耕作しても採算が取れない
5. 農地の借り手がいない
6. 鳥獣被害がある
7. その他（ ）

1. 相続税や固定資産税などの税負担が重い
2. 都市化により農業環境が悪化している
3. 労働力が不足している
4. 後継者がいない
5. 収入が不安定
6. 労働時間が長い
7. 販売先がない
8. 特になし
9. その他（ ）

【問 11】 現在の農業経営について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 露地栽培 | 2. ハウス栽培 |
| 3. 有機・無農薬栽培 | 4. 減農薬・減化学肥料栽培 |
| 5. 観光農園の運営 | 6. 6次産業化（農産物の加工化） |
| 7. 市民農園・体験農園等の運営 | 8. 農産物の販売をしない自給的な農業 |
| 9. その他（ | ） |

【問 12】 今後の農業経営のお考えについて、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 露地栽培 | 2. ハウス栽培 |
| 3. 有機・無農薬栽培 | 4. 減農薬・減化学肥料栽培 |
| 5. 観光農園の運営 | 6. 6次産業化（農産物の加工化） |
| 7. 市民農園・体験農園等の運営 | |
| 8. 農産物の販売をしない自給的な農業を行う | |
| 9. 農業をやめる | 10. その他（ |

【問 13】 市の取組として、どのような農業施策が必要（大切）と思われますか。（複数回答可）

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| 1. 認定農業者（地域の中心農家）への支援の充実 | |
| 2. 担い手、後継者の育成 | |
| 3. 観光農園、加工や直売等、新たな事業展開への支援 | |
| 4. 直売所の拡張や新たな設置など販売先の確保 | |
| 5. 農業法人設立など、農業者による生産組織化への支援 | |
| 6. 援農ボランティアなどの労働力への支援 | |
| 7. ハウスなどの農業施設整備に対する支援 | |
| 8. 環境保全型農業の取組への支援 | |
| 9. 農家が開設する市民農園、体験農園等の開設や運営への支援 | |
| 10. 地産地消の取組 | 11. 農道、排水等の施設整備 |
| 12. 都市農業の必要性の市民へのPR | 13. 特になし |
| 14. その他（ | ） |

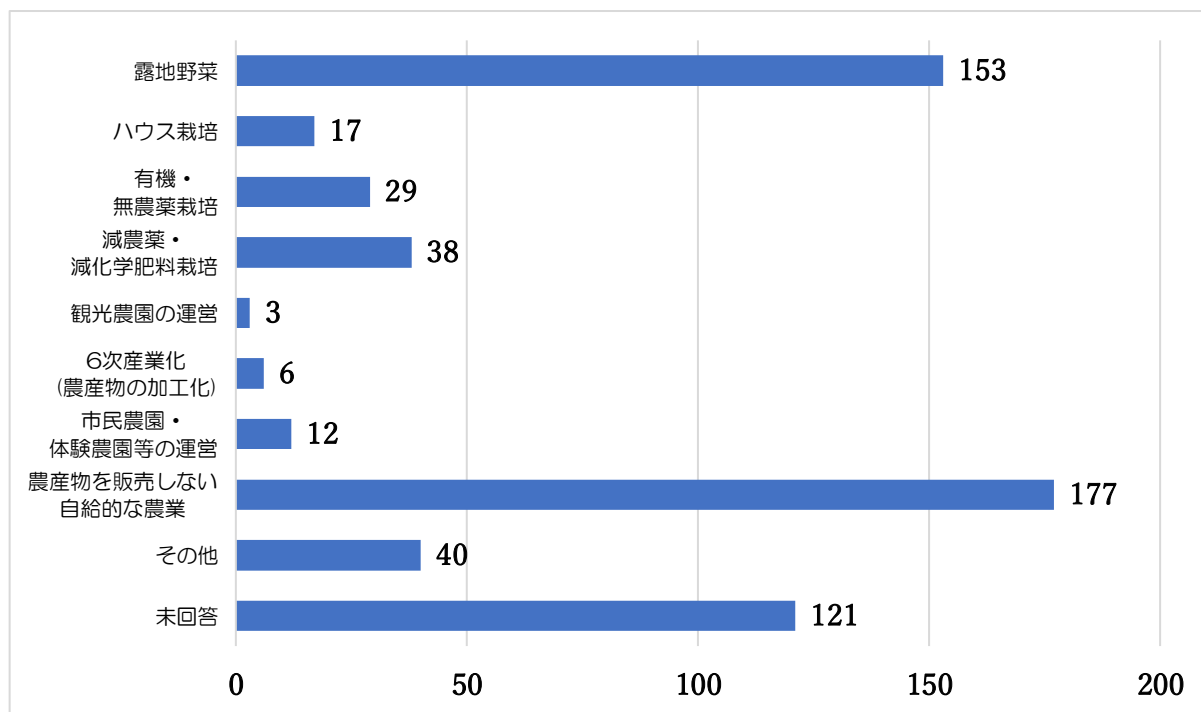
1. 新規就農者や農業後継者を対象とする研修や就農相談の充実
2. 新規就農者や農業後継者への資金の支援
3. 新規就農者への農地のあっせん
4. 農業参入を希望する企業などに農地を貸したい人への仲介等の支援
5. 定年後の就農に向けた支援
6. 農業者への結婚支援
7. 青年農業団体への活動支援
8. 特になし
9. その他（ ）

調査へのご協力、ありがとうございました。

◆平成 30 年 鶴ヶ島市農業者アンケート結果

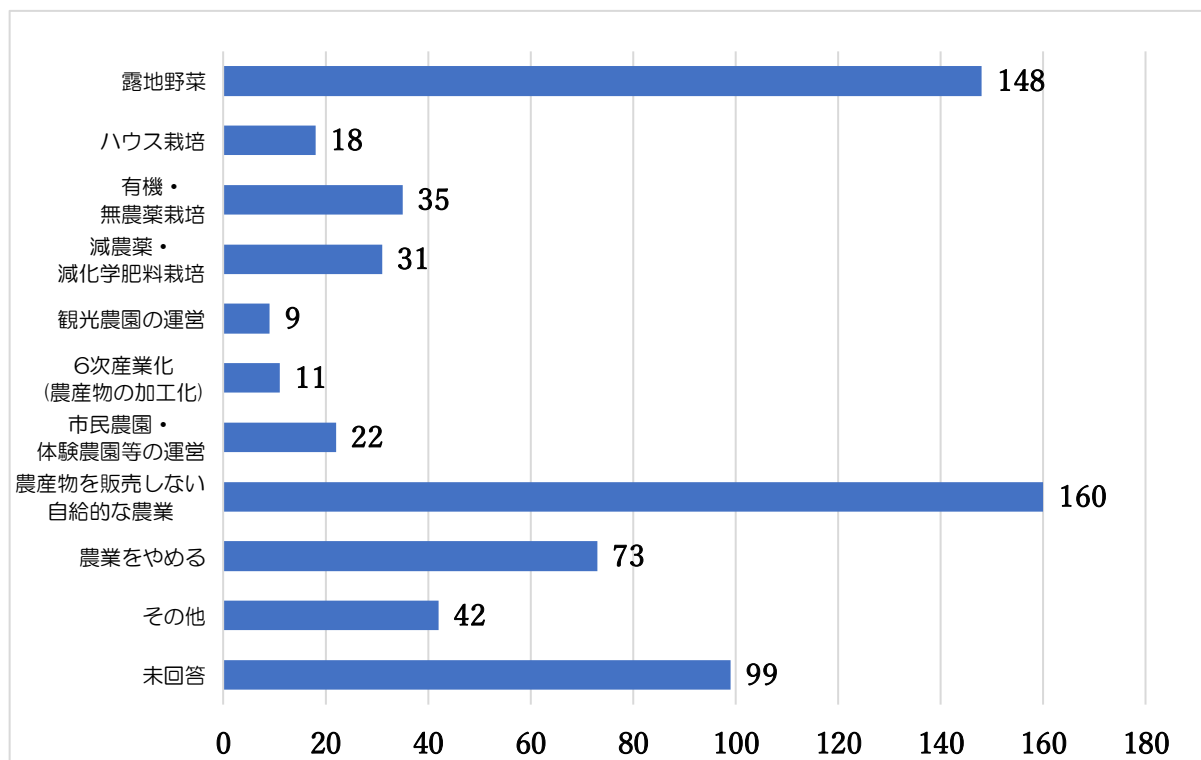
【農業経営】

○現在の農業経営について（複数回答可）



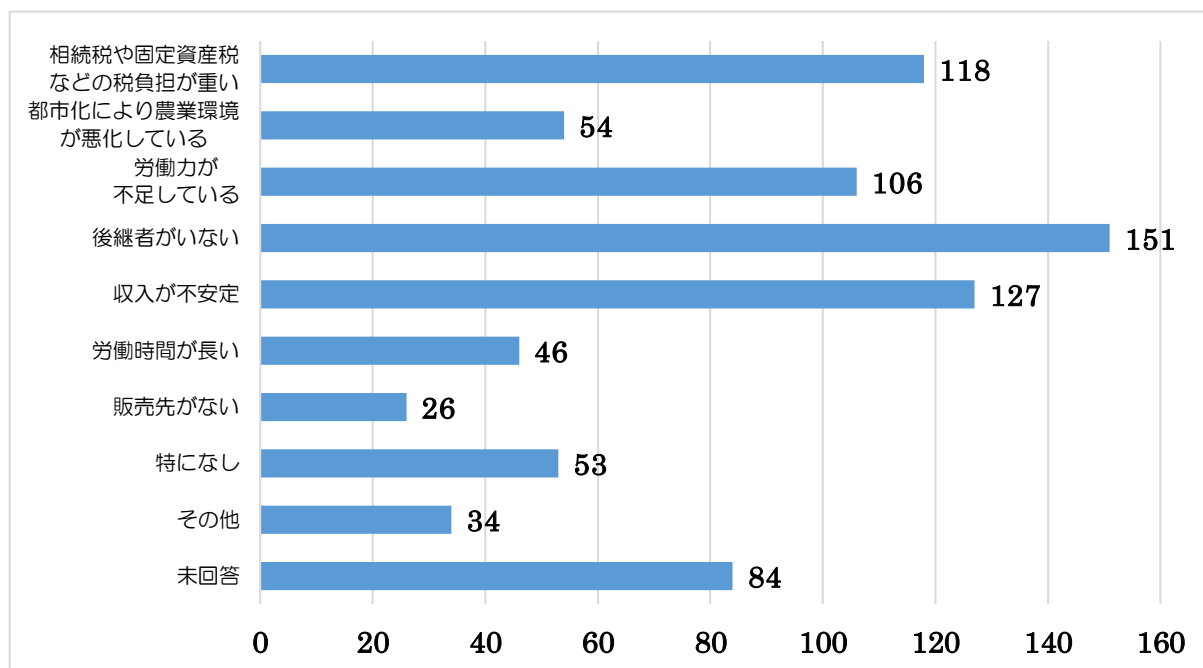
(延回答数 475 ※未回答を除く)

○今後の農業経営の考えについて（複数回答可）



(延回答数 549 ※未回答を除く)

○農業を経営する上で問題と感じていることは何ですか（複数回答可）。

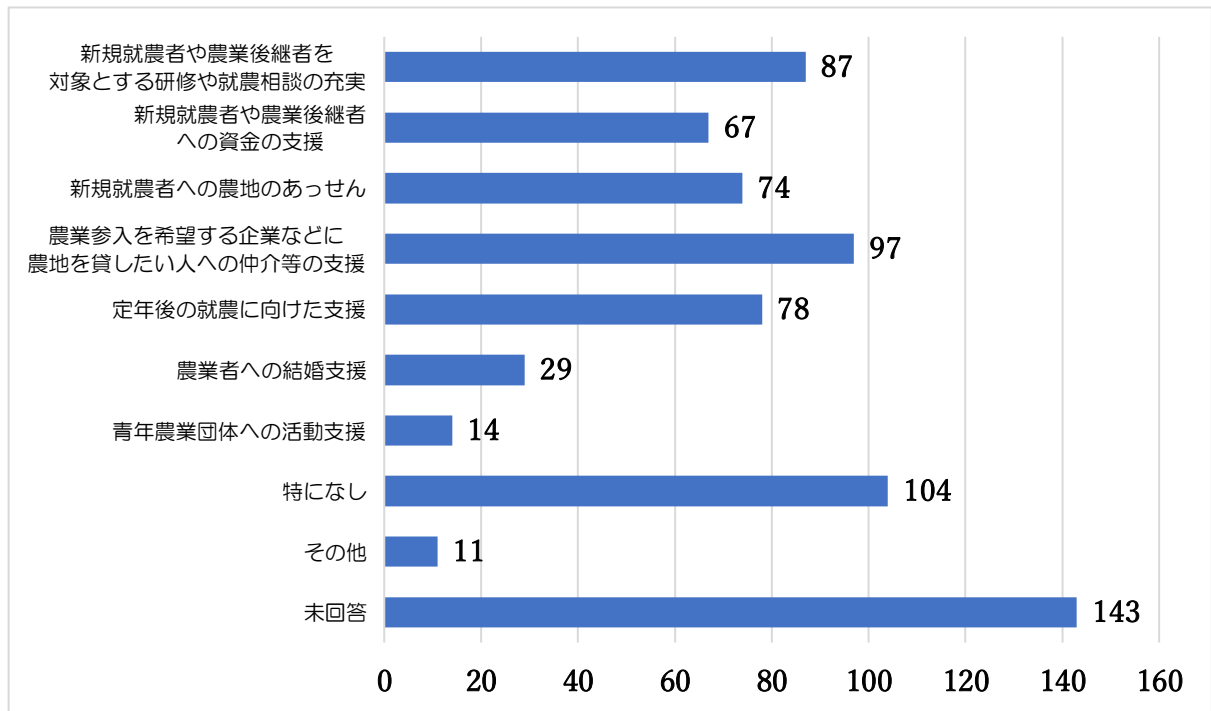


（延回答数 715 ※未回答を除く）

- ▶「現在の農業経営」と「今後の農業経営の考え方」を比較すると、「露地野菜」等比べて数値自体は少ないものの、今後「観光農園の運営」や「6次産業化・農産物の加工化」、「市民農園・観光農園等の運営」、「有機・無農薬栽培」を考えている農家がそれぞれ増えています。
- ▶農業を営む上で問題となっているのは、「後継者がいない」、「労働力が不足している」という人の問題に加え、「収入が不安定」、「相続税や固定資産税などの税負担が重い」が上位となっています。
- ▶「販売先がない」は、他の項目と比較して問題視する割合は低くなっています。

【担い手の確保・育成】

○新規就農や農業後継者の育成・確保に必要な市の取組は（複数回答可）。

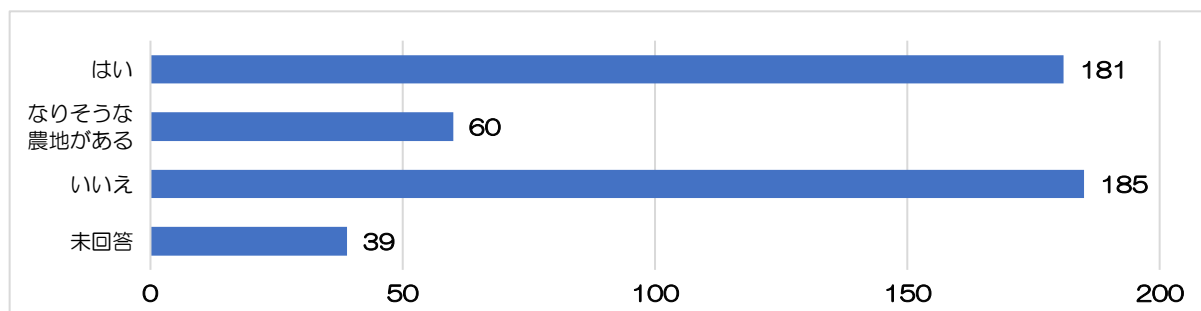


（延回答数 561 ※未回答を除く）

▶「農業参入企業への農地貸出しの仲介」、「新規就農者や農業後継者に対する研修や就農相談の充実」、「定年後の就農に向けた支援」の順となっています。農業者の高齢化と農業後継者不在が顕在化する中、新たな担い手としての企業参入や新規就農、定年帰農者への期待があり、その支援を行政に求めています。

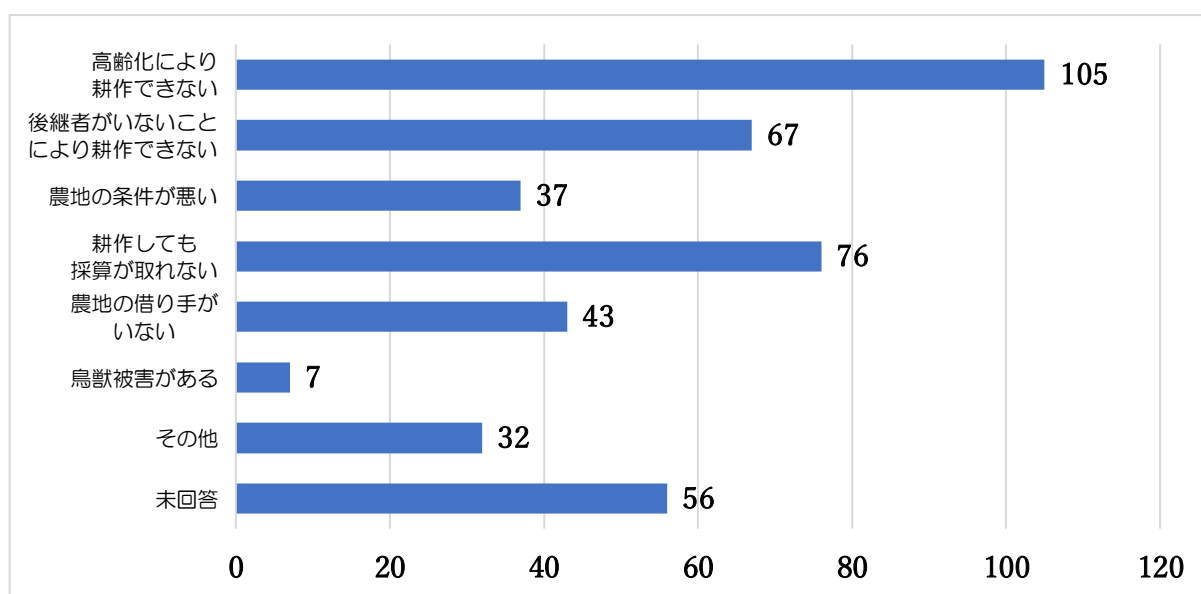
【農 地】

○所有する農地で遊休農地はありますか。



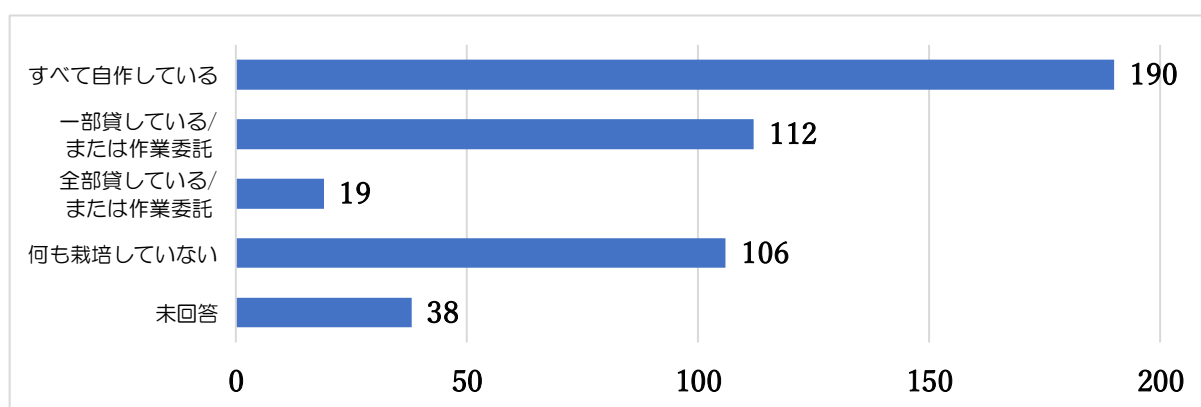
延回答数 426 ※未回答を除く)

○遊休農地が「ある」・「なりそうな農地がある」、その理由は（複数回答可）



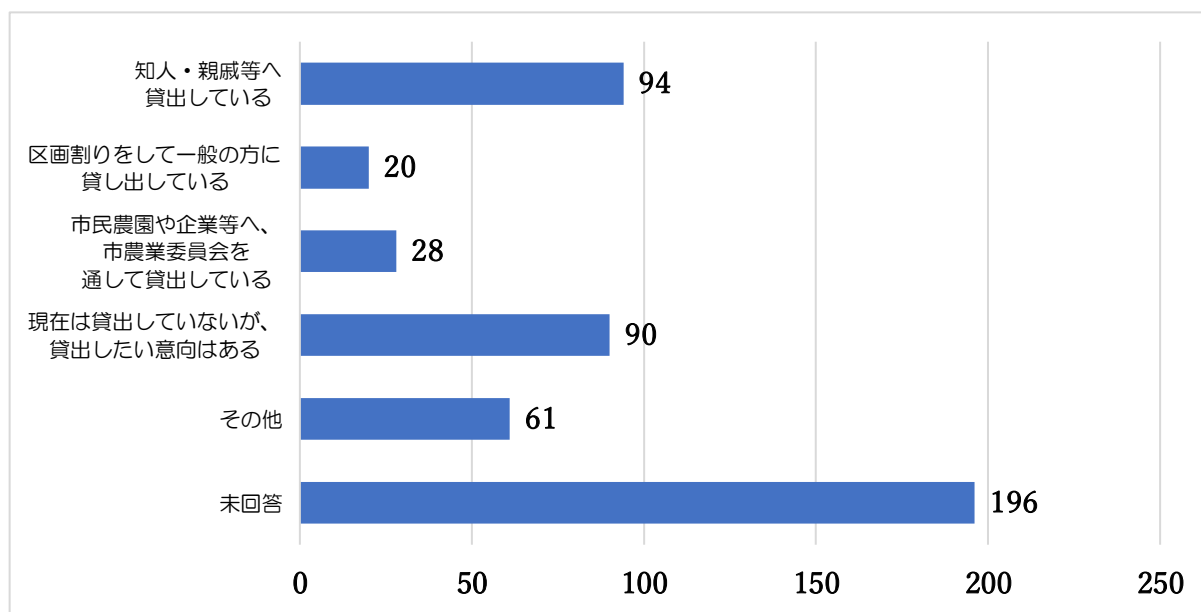
(延回答数 367 ※未回答を除く)

○農地の利用状況で当てはまるものは



(延回答数 427 ※未回答を除く)

○貸出しについて当てはまるものは（複数回答可）



（延回答数 293 ※未回答を除く）

- ▶所有する農地で現在、遊休農地が「ある」が181と「ない」が185でほぼ同数です。ただし「なりそうな農地がある」が60と遊休農地の拡大が懸念されます。
- ▶遊休農地の原因の上位は「高齢で耕作できない」、「耕作しても採算が取れない」、「後継者がいなくて耕作できない」です。「高齢」と「後継者」はいずれも「人」に係る課題です。
- ▶農地の利用状況では、「すべて自作している」が190でもっとも多い回答ですが、一部と全部とを合わせると「貸している」が131と高い数値となっています。
- ▶貸出しについては、特定農地貸付法に基づいた貸出しが28に対し、それ以外の貸出しが114と、農園利用方式による貸出しが圧倒的に多い状況です。
- ▶また、「現在は貸し出していないが貸出しの意向はある」が90と高い数値となっています。

■意見の集約

【担い手】

女 性

- ・女性が就農しやすい環境（施設）づくりをお願いしたい。

新規就農

- ・新規就農者が入りやすい環境づくりと外部への情報発信をお願いしたい。

繁忙期の人員確保

- ・繁忙期に雇用を確保できよう支援をお願いしたい。
- ・人手がほしい。

担い手の高齢化

- ・農業者が高齢化によって運転免許を返納した場合、出荷手段がなくなるのが心配。農協や市で対策を講じてもらえないだろうか。

茶農家

- ・お茶は長期的視点で経営をみないといけない。後継者がいれば経営規模の拡大も考えられるが難しいのが現状。お茶農家の担い手を増やすのは無理。
- ・お茶の作業は特殊な機械を使うので経験がないと難しい。慣れた人でないと任せられない。
- ・農産物直売センター利用組合の農家が高齢化しており、出荷者がいなくなってしまうことを懸念。

【農業経営・生産】

安心・安全

- ・農業・農産物の安心安全に重点を置いてほしい（環境保全型農業の推進）。
- ・特別栽培農産物に関する説明会を開催してほしい。
- ・有機農業の推進計画を立ててもらいたい。
- ・農地に除草剤を撒いている人がいるが、飛散防止の指導をお願いしたい。

農産物加工

- ・農産物の加工も考えた方がよい。直売所に加工品があると人が来る。
- ・農産物加工はやってみたいが加工施設が課題。

観光農園

- ・観光農園は1軒だけでなく、数軒による観光農業エリアを形成した方がよい。
- ・太田ヶ谷に行けば果樹や野菜の収穫ができる。それも一年中できるといった形を今後研究していきたい。
- ・新規就農者にとって観光農園はハードルが高い。

農業経営全般

- ・若い人に興味をもってもらえるような農業。儲かる農業でなければいけない。
- ・規模を拡大したいが資金面で苦慮している。
- ・法人格を取りたいと思っている。
- ・高齢のため、今後はできる範囲内での農業経営とする。
- ・一人で農業経営をしているため、労力に見合った栽培形態にしていく予定。
- ・都市化の進展により周りの環境に配慮しながら対応していくことが重要（市民の協力・理解が必要）。
- ・市街化区域において農業を続ける難しさを感じている（トラクター音、ほこり等）。

その他

- ・認定農業者が16名しかいない。将来、鶴ヶ島の農業はなくなってしまうのでは。
- ・個人の努力も大切だが、農業者にとって行政の支援も必要である。
- ・一般的な農家を対象とした小規模な補助制度を考えてもらいたい。
- ・市と農業者との情報交換の場を開催できないか。
- ・農業者のためもっと農協に頑張ってもらいたい。
- ・女性センターを宿泊施設としてリニューアルし、都内から農業体験に来てもらうことはできないか。

【販路・PR】

販路全般

- ・販売先は結構ある。売れる場所で手数料が安ければ一番良い。
- ・JAの共販はスーパーより価格は安いけど、全部引き取ってもらえるのでよい。
- ・次世代の農業経営を見据えた場合、共同出荷等も検討する必要があるのではないかな。
- ・「野菜の宅配」のようなものを考えていく必要がある。

農産物直売センター

- ・農産物直売センターの今後の行き先が不透明なところがあり心配。
- ・あぐれっしゅげんき村（狭山市）は高倉の農産物直売センターと違い、農産物以外に肉や魚もある。消費者がほしい物がある。集客を考えた方がよい。
- ・農産物直売センターは悪循環になっている。生産者も経営努力をしなければならない。
- ・直売センターへ新規に出荷する農業者には優しく指導しないとイケない。
- ・今の鶴ヶ島の農産物直売センターは場所が悪い。昔の国道407号沿いにあった場所は良かった。

学校給食センター

- ・学校給食センターへ地元農産物の提供を増やせるよう調整してもらいたい。
- ・学校給食はカボチャ等手間のかかる物はカットしなければならない。里芋など泥物は使ってもらえないなど出荷が難しい。
- ・学校給食センターは敷居が高い。

庭先販売

- ・庭先販売は持っていかれることもあるが、手数料と思えばよい。マップの作成は良し悪し。
- ・庭先販売は人がいないと勝手に取られてしまうので、地図作成に協力はするのは難しい。
- ・庭先販売のPRをしてもらいたい。（マップの作成）

新たな販売施設

- ・群馬県川場村のような集客力のある「道の駅」があるとよい。
- ・交通量の多い所（国道407号沿、圏央道IC付近）に「道の駅」のような施設を作ってもらいたい。

販売イベント

- ・軽トラ市を、昨年と同様に開催してもらいたい。
- ・軽トラ市などイベントを増やしたり定期的を開催したりしてもらいたい。

農業・農産物PR

- ・市の農業に関するPRをもっと行ってほしい。
- ・鶴ヶ島市の農産物をポスター、市のホームページ等でPRしてもらいたい。
- ・お茶が鶴ヶ島の特産という事を知らない人がいる。外部への情報発信が不足している。
- ・生産カレンダーがあるとよい。

【農 地】

農地全般

- ・鶴ヶ島の農地を全部残すのは無理。開発地と耕作地の区分など検証する必要がある。
- ・首都近郊の都市として土地利用の見直しはできないか。農業的な土地利用だけで収入を確保するには無理がある。
- ・保全管理の農地が多くなってきている。

農地の貸借等

- ・農地の保全策として企業参入の促進が必要。
- ・企業に多くの農地を使ってもらえるようにしてほしい。

- ・鶴ヶ島市は交通の利便性が良く、農業法人にも都合が良い。企業側が求めるニーズを集める努力をしてほしい。
- ・次の担い手がない状況下、農地中間管理機構（農地バンク）を利用できないか。
- ・農地中間管理機構の対象とならない農地（まとまってない等）でも、その周辺農地（貸出の意向表明なし）をあたるなどして、きめ細かなマッチングができるとよい。
- ・まとまった農地がほしい。5反単位であれば効率が良い。
- ・農地はしっかりと人に貸さないと管理してもらえない。農地の貸し出しは信用がないと難しい。
- ・耕作を行っていない農地の情報が欲しい。

農地整備

- ・ここ何年か大雨で高倉地区内の農地が冠水してしまう。客土をして排水をよくする基盤整備が必要。

【農業施設・機械等】

支援・助成

- ・新規就農者の一番の課題は農産物の貯蔵、調整、農機具の保管、トイレなどの施設（箱物）がないこと。井戸やトイレ設置への補助を考えてもらいたい。
- ・新規就農者に使わなくなった設備、機械も含めて利用できるようにできないか。
- ・新規就農者への農機具購入費の資金的な支援を関係機関と連携して行ってもらいたい。
- ・農機具購入、ハウス設置への助成など、小さい規模でも市独自の資金補助はできないか。
- ・ハウス等の施設整備の支援制度を市で考えてもらいたい。
- ・農機具の購入、譲渡に対する支援を。
- ・農家で古くなったハウスや農業資材などの情報がほしい。機械を買わずに済むようにリース制度があったらよい。
- ・電気柵設置に関する周知をお願いしたい。

○用語解説

あ

援農 農家でない人が農作業の手助けをすることをいいます。

か

観光農業 観光農園や農家民宿、農産物の加工販売等、観光と農業との融合を図り、消費者との交流を図る農業の形態を言います。

GAP 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのことをいいます。

耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、ここ数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。農林業センサスの統計上の用語。

荒廃農地 現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のことをいいます。

高付加価値 主に品質、安全性等の面で、消費者ニーズの高度・多様化に対応し、技術力や地域資源の活用等により、他との差別化を図った高品質な物の生産やサービスを提供する形態をいいます。

さ

食育 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てるための学習の取組みをいいます。

新規就農者 就農状態が「学生」から「農業が主」となった者と、「勤務が主」から「農業が主」となった者のいずれかに当てはまる者をいいます。

生産緑地	市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定されている。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けることができます。
------	---

た

多面的機能	国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農産物の供給以外の多面にわたる機能のことをいいます。
地産地消	地域で採れたものを、その地域で消費することをいいます。
定年帰農者	他産業に従事する人が、定年退職後農業に従事することをいいます。
特別栽培農産物	農林水産省のガイドラインに基づき、節減対象農薬及び化学肥料の窒素成分量の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物のことをいいます。

な

認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者をいいます。
認定新規就農者	市町村から農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けた農業者のことをいいます。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みをいいます。
農業次世代人材投資事業	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付する制度をいいます。
農地中間管理機構	農地等を貸したいという農家（出し手）から農地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農地利用の集積・集約化を進めるため、農地等の中間的受け皿となる組織です。埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構に指定されています。

は

人・農地プラン	高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など地域における人と農地の問題を解決するため、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画をいいます。
ブランド化	商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すことをいいます。

や

遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。
有機栽培	化学肥料や農薬にたよらず、家畜小屋の糞尿・敷きわらや堆肥など、動植物質の肥料で、安全かつ美味の食糧を作る栽培をいいます。

ら

利用権設定	農地を借りたい農業者と農地を貸したい農地所有者の間で、農地貸借等の権利を設定し、農地の有効利用を図る農地の賃貸借権、使用貸借権のことをいいます。
6次産業化	農業や水産業などの一次産業が食品加工（二次産業）・流通販売（三次産業）にも業務展開している経営形態をいいます。

鶴ヶ島市都市農業振興計画

発 行	鶴ヶ島市 〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1 Tel049-271-1111（代表）
編 集	鶴ヶ島市市民生活部産業振興課 Tel049-271-1131（直通）
発行日	令和2年3月31日